

役場駐車場が 新しくなりました

●問い合わせ
役場財政課 施設管理係 ☎096(293)3555

役場来庁者駐車場が3月末に完成しました。工事期間中は大変ご迷惑をお掛けしました。駐車場の出入口は南側と北側にあり、出入口にはゲートが設置されていますので、駐車場に入るときに駐車券を受け取り、出るときに駐車券を挿入してください。各種証明書の取得や窓口手続き、会議などで来庁された人の駐車料金は無料です。

●役場やオークスプラザを利用する人

役場やオークスプラザを利用する場合の駐車料金は**無料**です

駐車場に入庫してから3時間までは受け取った駐車券をそのまま挿入してください。なお、駐車時間が3時間を超える場合は時間延長手続きが必要になります。ご利用の窓口にお申し出ください。

●役場やオークスプラザ以外を利用する人

駐車場に入庫してから3時間は無料です

役場駐車場はこれまで目的外の長時間駐車のため、役場利用者の駐車スペースが足りずにご迷惑をお掛けすることがありました。役場利用者の利便性向上や町有財産の有効活用と受益者負担の観点から下記の料金を設定しています。

曜日	月～金曜		土・日・祝	
時間	6:00～18:00	18:00～6:00	6:00～18:00	18:00～6:00
料金	200円/時間	100円/時間	100円/時間	100円/時間
最大料金	1,000円	500円	500円	500円

※最大料金は、午前6時を基準に繰り直し加算

●駐車場ゲート設置図



③ 役場に郵便ポスト設置

役場北側入口前に郵便ポストを設置しました。

●収集時刻

平日・土曜日
午後1時15分ごろ
午後5時15分ごろ
日曜日・祝日
午前8時30分ごろ
午後1時15分ごろ

差別落書き事象に対する町長メッセージ

令和4年1月、町内の公共施設のトイレで差別落書きが発見されました。町内においては、令和元年6月に差別落書きが発生して以来となります。

発生後、その日のうちに町内の公共施設の点検を行い、異常がないことを確認しました。また、警察へ被害届を提出するとともに、現在も継続して巡回、点検を行っています。

差別落書きは、軽犯罪法や刑法の器物損壊罪、建造物損壊罪に該当する犯罪行為であることはもちろんですが、特定の個人や地域を差別や偏見に基づき誹謗中傷する、悪質で卑劣極まりない行為です。

前回の差別落書き発生以降、町では町民の皆様をはじめ、団体や企業などに対する啓発活動に取り組んできた中で、再びの差別落書きです。

落書きに限らず、差別表現で人の心を深く傷つけることは重大な人権侵害であり、また、偏見や思い込みによる新たな差別意識の植え付け、さらには差別の助長や扇動につながる行為でもあり、決して許すことはできません。

あらゆる差別の根絶のためには、町全体で、「差別を許さない」という意識を高めるとともに、みんなで考え、学びを深めていくことが大切です。私たち一人一人が、「誰かのこと」ではなく、「自分のこと」として、この問題を捉える必要があります。

町では、今回の事象発生を受け、関係機関と連携しながら、「町民の誰もがふるさとを誇れるまちづくり」に向けて、さまざまな啓発活動を町職員一体となって、一層強力で推進していきます。今後も町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

大津町長 金田 英樹